

「児童買春法」が施行されます

「子ども買春、子どもポルノ」の根絶を!!

「児童買春法」(正式名称「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」)が今年五月に成立・公布され、来月一日から施行されます。

今、東南アジアを始めとする世界各国で「子ども買春、子どもポルノ」が問題となっています。残念なこと、それらに日本人がかかわる事例が見られるよう

今年五月二十六日に公布

児童の権利の擁護に配慮

「児童買春法」は、先の第百四十五回国会で超党派の議員立法により制定され、今年五月二十六日に公布されました。

なぜ、このような法律が必要とされるのでしょうか。同法に関する国会審議等を通じての立

法目的・趣旨は、あまし次のようなものです。

平成六年に批准された「児童の権利に関する条約」では、十八歳未満の子どものあらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から

になり、国際的な批判が高まっています。子どもの基本的人権を著しく侵害するものであり、一国の人権意識・社会意識のレベルを問われかねない恥ずべき行為です。法の施行を機に、法制定の背景、法の概要などをまとめました。

デオテープ等の製造・販売も同様に問題となっています。

特に、東南アジアでの児童買春の多くに日本人旅行者等が関係し、世界に出回っている児童ポルノの多くが日本製であると云われるなど、日本が児童買春・児童ポルノの加害国あるいは発信源になっていることが国際的に強く非難されています。諸外国の多くは法によってこ

これらの行為を厳しく処罰していきますが、我が国の現行の法律・条例では十分ではありません。例えば、刑法では、十三歳未満の女子を姦淫した場合には強姦罪として、十三歳未満の男女にわいせつな行為をした場合には強制わいせつ罪として、それぞれ相手方の同意の有無にかかわらずに処罰されることになっています。しかし、十三歳以上の者に対しては、金銭の授受があっても同意があれば強姦、強制わいせつ罪は成立しません。また、わいせつな文書、画像その他のものを頒布、販売、公然陳列または販売目的で所持した者も、わいせつ物頒布等罪で処罰されることとなっています。しかし、わいせつ画像の規

制については、性的な秩序、道徳、風俗の維持を目的としており、児童の権利の擁護が目的でないため、その処罰の対象となる範囲が異なります。金銭等の対価を供与し、あるいは供与の約束をして児童に対して性交等を行うことは、相手方となった児童の心身に有害な影響を与えます。児童ポルノについても、そこに描写された児童の心身に長期にわたって有害な影響を与え続けます。さらに、このような行為が社会に広がることは、児童を性欲の対象として与える風潮を助長することになり、身体的・精神的に未熟な児童一般の心身の成長にも重大な影響を与えることとなります。

十八歳未満の児童を対象 非親告罪、大人の責任を明確に

こうして成立した同法は、対象となる児童を十八歳未満としたうえ、児童買春をした者や児童ポルノを販売した者などを、懲役刑や罰金刑によって厳しく処罰することを定めています。

また、児童買春の相手方となったり児童ポルノに描写されたりしたことによって、心身に有害な影響を受けた児童を保護する措置についても定め、児童の権利の擁護に配慮しています。これに関連し、この児童買春罪は、被害者からの訴えを必要としない非親告罪となっています。

す。児童買春については、被害者である児童の側が、加害者やその背後の組織の報復を恐れて告訴できなかったり、加害者側が児童の保護者への金銭の支払いで示談したりすることが、通常の性犯罪以上に多いことも考えられます。親告罪とする、児童買春の相手方となった児童の保護や、児童を性欲の対象として与える風潮の抑制、児童一般の心身の成長への重大な影響の防止を十分に図ることが困難になると考えられることから、非親告罪としたものです。

なお、この法律では「買春(かいしゅん)」という言葉が使われていますが、これは、買う側(大人)の責任を明確にするための表現です。つまり、児童の売買春は、仲介する者が弱い立場の児童を強制的に売買することが組織的に行われているなど、大人の優位な立場を利用して、大人の責任を明確にしている点で、性を売る側は是非を問われがちな売春と違い、買う側は是非が問われる問題であるからです。



児童買春根絶を訴える日本ユニセフ協会のポスター。ストックホルムで「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された1996年に、日本政府、NGOの協力により制作された。